

令和6・7年度における北海道の保険料率（案）について

▽ 均等割額 **52,953円** … 被保険者一人ひとりに等しく賦課される額

【現行】51,892円（1,061円増・+2.04%）

▽ 所得割率 **11.79%** … 本人の所得に応じた額

【現行】10.98%（+0.81ポイント）

※令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者については、制度改正による激変緩和措置として、令和6年度の所得割率を**10.92%**とする。

一人当たり保険料 **99,910円**

【現行】94,806円（5,104円増・+5.38%）

■ 保険料率算定の根拠

A 費用の見込 1兆9,493億円

医療給付費 : 1兆9,345億円

その他費用等 : 148億円

B 収入の見込 1兆7,648億円

国・道・市町村負担金 : 9,871億円

後期高齢者交付金 : 7,524億円

保険料上昇抑制策（剰余金・道財政安定化基金の活用）

: 253億円

C 保険料の必要額 (A - B) 1,845億円

D 保険料収納率の見込 99.60%

E 保険料の負担となる額（賦課総額）(C ÷ D) 1,853億円

F 令和6・7年度の被保険者数見込 185万4,300人

G 一人当たり保険料 (E ÷ F) 99,910円

H 一人当たり保険料（軽減後） 76,838円

○ 賦課限度額及び賦課割合

【賦課限度額】66万円 → 80万円※ 【賦課割合】均等割：所得割 = 53：47

※激変緩和措置として、施行後1年以内に新たに75歳に到達して新規資格取得する被保険者を除き、賦課限度額を段階的に引き上げる。（令和6年度：73万円 令和7年度：80万円）

○ 保険料軽減に係る所得判定基準の見直し

【2割軽減】43万円 + (53.5万円 × 世帯の被保険者数)

→ 43万円 + (54.5万円 × 世帯の被保険者数)

【5割軽減】43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数)

→ 43万円 + (29.5万円 × 世帯の被保険者数)

■ 令和6・7年度年間保険料額の例（単身世帯で年金収入のみの場合）

年金収入	均等割軽減	年間保険料 (R6)	年間保険料 (R7)	現行年間保険料 (R5)	保険料増加額 (R6-R5)	保険料増加額 (R7-R5)
1,530,000円	7割	15,800円	15,800円	15,500円	300円	300円
1,680,000円	7割	32,200円	33,500円	32,000円	200円	1,500円
1,970,000円	5割	74,500円	78,300円	74,200円	300円	4,100円
2,200,000円	2割	121,300円	121,300円	115,000円	6,300円	6,300円
2,400,000円	無	155,500円	155,500円	147,400円	8,100円	8,100円